受益者分担金（負担金）制度の概要について

資料３

１　下水道事業受益者分担金（負担金）とは

下水道の整備には、長い年月と多額の費用が必要であり、その財源の確保を

図るために、下水道が整備されることによって環境の改善、利便性や快適性の

向上等の利益を受ける者に、事業費の一部を負担していただくものです。

２　下水道事業受益者負担金の基本的な考え方

下水道事業受益者負担金については、昭和３６年の第１次下水道財政研究

委員会により、受益者負担金制度の採用が提言されて以来、多くの市町村で下

水道事業の貴重な特定財源として事業の推進に重要な役割を果たしてきまし

た。

下水道財政研究委員会は、その時代の下水道整備状況と実態を踏まえ、下水道行財政のあり方について、提言を行っており、受益者負担金の総額を建設事業費の1/3から1/5とすべきとの考え方を提言しております。

３　受益者分担金（負担金）の根拠法令

(1) 受益者負担金　都市計画法第75条

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者

があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一

部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

(2) 受益者分担金　地方自治法第224条

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公

共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、

当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金

を徴収することができる。

４　受益者負担金制度の運用

1. 受益者

下水道が整備されることによって受益を受ける者を指します。具体的には、

公共下水道事業の排水区域内の土地の所有者となります。ただし地上権、質

権、賃借権による権利の目的となっている土地については、これらの権利者

としています。

1. 負担区

土地の状況、事業の進捗状況等を勘案して負担区ごとに負担金を課して

います。受益者負担金については厚木負担区から第５負担まで設定をして

おります。

1. 負担金額(負担金の単価)の算定

下水道財政研究委員会の提言をふまえ、総事業費の1/3から1/5とすべ

きとしていますので、その中間値として1/4の負担率を採用しております。

1. 負担金徴収時期

　　 公共下水道に接続した翌年度の６月から受益者に対して受益者負担金を

徴収します。

５　公共下水道整備に関する財源

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **汚　水** |  |  | **雨　水** |
| **公共下水道事業費(汚水工事費)** | **国庫補助金** |  | **公共下水道事業費(雨水工事費)** | **国庫補助金** |
|  |
|  |
|  |
|  |
| **受益者負担金** |  | **起債**  **（税金で返済）** |
| **起債 (下水道使用料で返済)** |  |
|  |
|  |

６　今後のスケジュール（案）

2018（平成30）年12月ごろまで　・下水道運営審議会にて討議

→答申書作成・確認

2019（平成31）年1月　　　　　 ・会長から市長へ答申書提出

2019年2～3月　　　　　　　　　・審議会「受益者分担金条例の基本的

な考え方について」

2019年4～5月頃　　　　　　　　・「受益者分担金条例の基本的な考え方につい

て」のパブリックコメント

2019年12月　　　　　　　　　　・受益者分担金条例の議決

2020年4月　　　　 　　　　　　・受益者分担金条例施行

2020年度　　　　　　　　　　　 ・整備対象区域の住民説明会

2021～2030年度　　　　 　　　　・市街化調整区域の下水道整備開始

**受益者負担金単価**

参考１

公共下水道の整備が相当の期間を要すること， また地形等土地の状況によって建設費が異なるので 市街化区域内の排水区域を厚木負担区から第５負担区までに分けて、負担区ごとに負担金単価を算定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| **負担区の名称** | **単価　(円/㎡)** |
| 厚木負担区 | 147円 |
| 第２負担区 | 260円 |
| 第３負担区 | 336円 |
| 第４負担区 | 372円 |
| 第５負担区 | 377円 |

**受益者分担金算出について**

参考２

負担金額の算定については，受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則により，算定しています。

受益者分担金も受益者負担金と同様に負担金額の算定を行います

1　受益者分担金単価算出

事業費×１/4（負担割合）÷　整備面積　＝　単価（円/㎡）

２　受益者分担金算出

賦課対象土地　×　単価（円/㎡）　＝　受益者分担金

**他市の受益者分担金の状況**

参考３

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町名 | 条例制定  年月日 | 分担金単価  （円/㎡） | 備考 | 受益者  負担金  （円/㎡） |
| 三浦市 | H9.4.3 | 56,700円～  17,929,600円 | メーター口径  により異なる | 分担金  と同じ |
| 藤沢市 | H13.3.22 | 800 |  | 470 |
| 相模原市 | H13.12.25 | 490 |  | 270 |
| 綾瀬市 | H19.3.23 | 800 |  | 270 |
| 鎌倉市 | H22.12.27 | 818 |  | 166～233 |
| 海老名市 | H23.3.31 | 800 | 上限  240,000円 | 150～272 |